

支所事務員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 支所事務員（会計年度任用職員・パートタイム）
- (2) 募集人数 1人

2 勤務場所

速野支所（速野会館）（守山市水保町 2236 番地）

中洲支所（中洲会館）（守山市幸津川町 1043 番地の 5）

※基本的に速野支所で週 3 日、中洲支所で週 1 日程度、そのほか、守山市役所市民課での就業あり。

3 業務内容

支所における窓口・電話対応、各種届出受付、入力業務、各種証明書の発行事務、マイナンバーカードに関する受付・更新事務など、そのほか所属長の指示する業務

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人
普通自動車運転免許

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（1 年）
(任用期間内の勤務成績が良好である場合は 4 回に限り、再度任用の可能性あり)

- (2) 勤務日数・時間 週 4 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

- (3) 報酬・手当 月額 144,102 円※ 1 年目の報酬額
賞与（期末手当+勤勉手当）
1 年目：3.0225 月分 2 年目以降：4.65 月分（予定）
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。
※給料等は、今後の制度改革に伴い変更となる可能性があります。
費用弁償

- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始

年次有給休暇、夏季休暇、忌引きほか

- (5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険

- (6) 通勤手当 駐車場あり

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年2月20日（金）午後1時30分～（受付：午後1時15分～）

守山市役所4階 41・42会議室

(3) 試験当日に履歴書（写真貼付）を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・市民課へ電話または直接申し込み
- ・公共職業安定所に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

申込期限 令和8年2月18日（水）執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

10 問い合わせ

市民課 電話 077-582-1122 FAX077-583-9737

メール shimin@city.moriyama.lg.jp